



独立行政法人 国際協力機構

NGO 等活動支援事業

2021-2022 年度

NGO 等向け基礎からはじめる国際協力事業研修

現地調査実践コース

参加団体募集要項

【応募締切：2022年7月20日（水）17：00 必着】

2022年6月

独立行政法人国際協力機構

国内事業部

1. NGO 等向け基礎からはじめる国際協力事業研修 現地調査実践コースの概要

(1) 目的

- 受講団体が、国際協力の現場で行われる調査の種類や留意点に関する理解を通して、草の根技術協力事業のプロジェクトの計画・立案において、適切な調査計画を立て、調査を実施できる能力を身につける。
- 受講団体が想定する開発途上国の現場での調査結果を踏まえ、現地の課題およびニーズ等、根拠に基づいた説得力のある草の根技術協力事業の提案書を作成する能力を身につける。

(2) プログラム内容

以下の2種類の方法からいずれか一方を選択し、申込・参加いただきます。

- 「①準備編」の事前課題（視聴覚教材）の視聴のみ
- 「①準備編」、「②実践調査」及び「③立案編」のすべてを受講

① 準備編

- 事前課題（視聴覚教材）の視聴
- 事前課題（現地調査計画表）の作成・提出
- グループワーク（1日間）における草の根技術協力事業の提案を念頭に置いた現地調査手法等の理解、現地調査実践計画書の作成
- 現地調査実践計画書を踏まえた個別相談（1時間）
- 現地調査実践計画書の提出

② 実践調査

- 受講団体それぞれが草の根技術協力の事業の計画・立案を想定する開発途上国の現場へ渡航し、現地調査実践計画書に基づき、現地調査を実践（現地滞在5-14日間）
- 渡航後に現地調査実践報告書を提出

③ 立案編

- グループワーク（2日間）における受講団体間での実践調査を通じた学びの共有、草の根技術協力事業の提案に向けた事業立案手法等の理解
- 実践調査の結果を踏まえ草の根技術協力事業の骨子案を作成
- 草の根技術協力事業の提案に向けた行動計画の立案

(3) 開催日程・場所

準備編	第1回	2022年8月17日（水）	@オンライン
	第2回	2022年8月24日（水）	@オンライン
	第3回	2022年8月29日（月）	@オンライン
	第4回	2022年9月8日（木）	@オンライン

第5回 2022年9月15日(木) @オンライン

第6回 2022年9月28日(水) @オンライン

※応募時に準備編の希望する受講日を少なくとも3つ選択。

実践調査：準備編と立案編の間の各受講団体が適宜設定した日程において、各受講団体が想定する開発途上国の現場にて実施。

立案編：2023年1月23日(月)・24日(火) @オンライン

2. 受講対象・受講条件

(1) 受講対象

原則として本プログラム受講後の草の根技術協力事業の実施を目指し、かつ、開発途上国での事業運営の経験や基礎知識の浅い NGO・NPO、公益法人、教育機関、自治体等の団体を対象とします。

※グループワークを行うため、1団体2名以上での参加を推奨します。上限は4名となります。

※なお、以下の団体は対象外となります。

- 本プログラム応募の段階で、草の根技術協力事業において契約中の案件を持つ団体
- 過去に草の根技術協力事業パートナー型の実施実績がある団体
- 過去に JICA が実施した現地調査を伴う研修の受講実績がある団体

(2) 受講条件

次の要件を全て満たしていることが条件となります。

- 準備編の受講までに、別途 JICA が実施する「NGO 等向け基礎からはじめる国際協力事業研修事業マネジメントコース（計画・立案編）」の受講もしくは当該研修の内容に相当する研修（例：PCM 研修の計画・立案コース等）を受講していること。
- 同一人物がプログラム全てを受講できること。

3. 実践調査における旅費の補助

1 団体 2 名を上限に以下の経費を JICA が負担します。その他の経費（査証手配、日本国内及び調査国内の旅費等）は、受講団体の負担とします。また、受講団体の都合で渡航延期又は中止した場合に係る経費は、団体負担とします。

上限金額	・ 1 団体あたり 50 万円を上限とした実費（消費税額含む）
対象経費	・ 実践調査に必要な経費のうちの航空賃及び海外旅行傷害保険料 ・ 1 団体あたり最大 2 名分 ・ 対象経費について日本円で支払/領収書が取付けられていること
対象となる航空券の種類	・ 団体所在地の最寄りの国際空港から日本国内で手配可能な調査地の最寄りの空港までの区間の国際航空券（往復） （日本国内の空港を経由する場合や、JICA 在外事務所への訪問を目的とした、現地調査対象国内での経由も「国際航空券」として発券されていれば可。） 認められる例：帯広空港⇄羽田/成田⇄ハノイ⇄ホーチミン 認められない例：帯広空港⇄羽田/成田⇄ハノイ 別途ハノイ⇄ホーチミンを購入した場合は、ハノイ⇄ホーチミン間は支払対象外 ・ 順路直行

	・エコノミークラス正規割引運賃
航空賃に含むもの	・ 輸送運賃、航空券手配手数料、空港使用税、付加価値税、国際観光旅客税 ・ 燃油特別付加運賃 (fuel surcharge/ fuel levy 等) ・ 航空保険特別料金 (insurance tax/ insurance charge/ war insurance 等)
精算方法	・ 事後精算払 ・ 精算書類：領収書原本、搭乗券、実践調査に係る報告書 ※領収書宛名は受講団体名が明記されている必要があります。 ※領収書に記載された金額に対象経費以外も含まれる場合は、内訳を明示する必要があります。

4. 応募方法

受講申込書（別紙 1）に必要事項を入力し、[事業アイデア相談シート](#)（別紙 2）を作成の上、以下「8. 応募・問い合わせ先」のメールアドレスまで提出ください。

5. 応募締切日

2022 年 7 月 20 日（水）17：00 必着

6. 選考結果の通知

2022 年 8 月上旬にメールにてご連絡いたします。

7. 留意事項

【応募】

- (1) 受講申込書については、未記入の項目などの不備があった場合には選考の対象となりません。
- (2) 選考の上、受講頂けない場合もあります。

【連絡方法】

- (3) 本研修受講決定以降の詳細の連絡・調整は、本研修の委託先であるアイ・シー・ネット株式会社と直接行って頂く予定です。アイ・シー・ネット株式会社に対し、応募情報を共有いたしますことを予めご了承願います。

【実践調査にかかる安全対策】

- (4) 実践調査は、草の根技術協力事業の対象国で行うこととします（別添 1 参照）。ただし、受講申込時点で、外務省の渡航情報（危険情報）において「レベル 3：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」又は「レベル 4：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」に指定される地域への渡航を想定している場合は、応募対象外とします。また、受講決定後であっても、当該国・地域が前述のレベルとなった場合は、渡航延期或いは中止をお願いすることがあります。

<海外の JICA 拠点>

<https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

<外務省海外安全ホームページ>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

- (5) なお、JICA は事業を実施している国ごとに安全対策のルールとして「安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」を定めています。本研修における海外渡航・調査の際には同措置の遵守が必須となります。安全対策措置の入手方法は、以下の JICA の国別安全対策ルールウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請していただき、情報を JICA ウェブサイト上よりダウンロードして閲覧ください。
- ＜JICA の国別安全対策情報＞
- <https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>
- (6) 現地への渡航に先立ち、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に参加者の渡航情報を登録して頂きます。
- <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>
- (7) 現地への渡航に先立ち、安全対策研修（座学や実技訓練）もしくは JICA ホームページ上で提供されている安全対策研修（Web 版）を必ず受講頂きます。
- ＜JICA 安全対策研修・訓練＞
- <http://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>
- ＜安全対策研修（Web 版）へのリンク＞
- <https://www.jica-training.jp/ja/index>
- (8) 現地への渡航に先立ち、[現地業務連絡先届](#)（別紙 2）に記載の上、少なくとも出発の 1 か月前までにはご提出頂きます。
- (9) 現地の治安状況等により、研修国や期間を変更もしくは中止する場合がありますので、ご了承ください。

【その他】

- (10) 本研修受講決定後に団体都合により一部またはすべてのプログラムへの参加を辞退する場合は、速やかに JICA 国内事業部の担当者までご連絡下さい。その場合、それ以降のプログラムへの参加資格を失うことがあります。なお参加資格を失った場合、実践調査に係る旅費またはキャンセル料は当該団体の負担となります。
- (11) 実践調査に当たって、当該国・地域での NGO 登録等の諸手続きが必要な場合があります。予め以下より情報をご確認ください。
- ＜相手国政府等からの了承取付・NGO 登録について＞
- <https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/entry.html>
- (12) 参加者が、本プログラム中に事故、火災、故意・過失・偶発による第三者行為災害、盗難により被害を被ったとき、または本人の故意・過失・偶発による損失・損害について JICA（本研修の委託先であるアイ・シー・ネット株式会社を含む）は責任を負いません。実践調査への参加に当たっては、各団体において必ず海外旅行保険にご加入下さい。
- ＜海外旅行保険について＞
- <https://www.jica.go.jp/about/safety/insurance.html>
- (13) お寄せ頂いた個人情報は申込みおよび本プログラムの運営の用途のみに使用します。なお、受講申込書等応募書類の返却は行いません。

8. 応募・問い合わせ先

受講申込書・事業アイデア相談シートの提出、およびその他お問い合わせは、以下のメールアドレスにご連絡ください。

- 受講申込書・事業アイデア相談シート提出時
件名：現地調査実践研修受講申込み（団体名●●）
mail：tatpp@jica.go.jp
- お問い合わせ時
件名：現地調査実践研修問合せ（団体名●●）
mail：tatpp@jica.go.jp

以上

別紙1：受講申込書

別紙2：事業アイデア相談シート

別紙3：連絡体制・緊急連絡網（サンプル）、現地業務連絡先届

別添：草の根技術協力事業 実施対象国（2021年度草の根協力事業募集要項から抜粋）

対象国

【草の根技術協力事業 対象国（2021年8月現在）】

アジア地域

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、ジョージア、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス

中南米地域

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

大洋州地域

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

中東地域

イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン

アフリカ地域

アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

欧州地域

セルビア、トルコ

注) アフガニスタン、イラク、イエメン、シリア、ブルキナファソ、南スーダン、ハイチ、ベネズエラについては、安全管理上の観点から、今回は対象外とします。